

和歌山県猟友会 女性部 部則

(名称)

第1条 当部は和歌山県猟友会女性部と称する。

(目的)

第2条 当部は和歌山県猟友会に所属する女性会員の積極的交流をもって、狩猟知識、技術ならびに狩猟道德の向上を図り、和歌山県猟友会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 当部は前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1) 狩猟技術ならびに狩猟道德の向上と法令遵守の徹底を目的とした研修会
- (2) その他、目的達成のために部員で企画し、事務局の承認を得た活動

(権利及び義務)

第4条 部員は相互の協力のもと第2条の目的遂行に努め、部則に従うものとする。

- 2 部員は健全な狩猟者の本分をわきまえ法令遵守に努めるものとする。

(役員)

第5条 当部に幹事ならびに役員を置き、役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 幹事は和歌山県猟友会各支部から原則2名ずつ選出する。
- 3 役員は部長1名、副部長2名とし、幹事の中から選出する。

(任命)

第6条 幹事ならびに各役員任命、解任は次のとおりとする。

- (1) 幹事は支部ごとに選出され、和歌山県猟友会会長(以下「会長」という。)によって任命、解任される。
- (2) 部長、副部長は幹事から選出され、会長によって任命、解任される。

(任務)

第7条 各役員任務は次のとおりとする。

- (1) 部長は当部を代表するとともに、部務を総理する。
- (2) 副部長は部長を補佐し、不在のときにこれを代行する。
- (3) 幹事は支部の女性部員を代表し、当部の運営実務にあたり、所属支部との連携や調整もその実務に含まれる。

(機関)

第8条 当部を運営するために次の機関を置く。

(1) 役員会議

(2) 幹事会議

(役員会議)

第9条 役員会議は第5条に定められた役員と和歌山県猟友会事務局長(以下「事務局長」という。)をもって組織し、部長が必要と認めた場合に開会され事務局長がこれを召集する。

(幹事会議)

第10条 幹事会議は第5条に定められた幹事と事務局長をもって組織し、年度末及び部長が必要と認めた場合に開会され、事務局長がこれを召集する。

2 幹事会議は、次の事項を決定する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) その他部の運営に必要な重要事項

(活動費)

第11条 当部の活動費は、幹事会で決定のうえ、和歌山県猟友会の予算の範囲内で、和歌山県猟友会事務局より分配される。

附則

1 この部則は令和7年7月24日から施行する。